

FTAと農業

FTA（自由貿易協定）は、1990年には31協定があったが、2003年には184協定と急増している。近年は、南北アメリカ大陸34か国が参加してのFTAA交渉やEUの拡大にみられるように、米州と欧州における連携の進展が顕著であり、その影響もあって、アジアでもFTAへの取組みが盛んになりつつある。

しかしFTAには、問題も少なくない。貿易ルールを決める場としてWTOがある以上、WTOとの整合性に留意する必要があるが、現実には、それぞれのFTAは当事国間の妥協の集合であり、複雑な協定の広がりには、「スパゲティ・ポウル現象」といわれる様相を呈している。また、FTAの広がりには世界経済のブロック化につながり、世界規模でみた経済の厚生を損なう懸念もある。

多くのFTAでは、農産物等について例外措置が設けられた。その背景としては、食料の安全保障や農業の多面的機能など「非貿易的関心事項」への配慮や、農業から非農業部門への事業転換はもとより、農業部門内での事業転換も容易ではなく、また、土地や労働力コスト等に規定されて競争力の向上も簡単にはいかないことがあげられよう。さらに、現在コストの低い方の国の農業が拡大しても、将来も安定的に生産が持続できるかどうかは不明である。高齢化等農業構造の似ている日韓の場合はとくにそのことを強く感じる。また、先進工業国と農業中心の発展途上国とのFTAはどう考えればよいのだろうか。農業のない国と外資の支配する国に純化することが相互の幸せなのだろうか。

従って、FTAの一般的な意義は認めるものであるが、基本的な考えとして、長期的視点のもとに相互の国のメリットを追求することを据えておくべきである。また農業についてはとくに、重要な品目についての例外措置と（FTAは包括的自由化であるべきとするGATT24条をめぐる議論は、紙数の制約上省略する）、影響を緩和する国内対策が必須である。たとえば韓国政府は、FTAによる被害を緩和するために、今後10年間で119兆ウォン（11兆9千億円）の農業対策を実施することを表明している。

しかしまた、FTAの影響を皆無にする対策があればよいのだと考えるのも、無意味であろう。その場合は、FTAは何も変化をもたらさないからである。

従って、FTAに取り組む以上は、将来の農業のビジョンをはっきりと持ち、そこに至る道筋と有効な対策を用意しておくことが不可欠である。それは、当面の経営対策だけでなく、構造転換を支援する対策や、環境保全にも配慮した将来望ましい農業のあり方に誘導する対策をも含むものである必要がある。

さらに、近年の多くのFTAがそうであるように、サービス、投資、協力、人材育成等を広く含むEPA（経済連携協定）と位置付け、幅広い連携をとおして相互のメリットを追求することが必要である。

FTAは当事国間のいわばオーダーメイドの協定であり、目先の勝ち負けを争うのではなく、このような視点からの突っ込んだ議論がすすめられるよう期待したい。